

## アメリカ合衆国 21 世紀への教育政策キーワードとその読み方 \*

中 村 護 光\*\*

Key Words in American Education Policy in the 21<sup>st</sup> Century

Morimitsu NAKAMURA

Technical terms used by experts on education policy in U.S. had been considered educational jargon until the early 80s, used mainly by professionals. However recently, socio-economics terms have come to be used by laymen as well and have come to epitomize current trends in American primary and secondary education in the 90s. Such words are likely harbingers of American educational policy in the early 21<sup>st</sup> century. This paper reviews the historical background of U.S. education policy in the 90s and identifies key words, then examines their definition and usage, referring misunderstanding of them by some Japanese.

キーワード: accountability, school choice, lay involvement

## 1. はじめに

90年代アメリカ公教育の初等中等教育の動向を追跡し、その教育政策のキーワードを探ってみた。米教育界で使われる教育用語、1980年代前半までは、内輪を対象としたもの、つまり業界用語という感があった。しかし、その後現在に至るまで、いわゆるこのような terminology の中に、社会経済の一般用語が登場し、それらの語彙は90年代の教育政策を読み、21世紀を占うキーワードとなった。このような用語について、本文では、まず、歴史的背景を整理した。次にそこにみられるキーワードの意味を実例により定義し、キーワードのコンセプトに対する日米観の相違や解釈上の留意点を考察した。

## 2. 合衆国 90 年代教育政策の動向

今日、アメリカの公立学校、特に neighborhood public schools は、総じて国民から一定の支持を得ており(Phi Delta Kappa annual survey)、多少の変動はあっても全体的には学力テストの点も改善している。ただし、内訳では、都市部公立学校の荒廃は特別な改善をみないまま、行き場がなく残された子ども達の親の不満は相変わらず高く、教育の機会や学力面でも haves と have-nots の間の格差は広がったままである。

この公教育に対して、アメリカ合衆国の90年代の10年間は、歴史上でこれまで最も高い教育を受けた親達は終始更なる要求をつきつけ、消費者第一主義の姿勢をとり続けてきた。すなわち、親はますます neighborhood school に通う従来型の公立学校へのアクセスだけでは満足せず、自分達が選択した学校へのアクセスを求めようになった。1990年代は、まさに school choice 実験の時代であったといえる。

合衆国においては、公教育は1980年代前半までは教育関係の専門家によってコントロールされるものであり、教育政策及び教育改革は、彼らの意見に基づく内部の努力により実施されてきた。しかし、

\* 2000年12月9日日本時事英語学会中部支部例会で発表

\*\* 一般科教授

原稿受付 2001年8月20日

1983年の政府の教育報告書 *Nation At Risk* の中で合衆国児童生徒の学力低下の実態が発表されて、教育関係者のみならず、国民に強い衝撃を与えると、これまでの教育政策立案のパターンは一変する。以後の州教育改革の主導権は、それまでの教育者や教育専門家の手から、有権者により選出された教育長、知事、州議会議員達が握る政治主導型へと転換していくのである。

この背景には州予算に占める教育費の増大も大きく関わっている。本来、初中等公教育は学区の主管であり、学区自体がその教育予算の大部分を資産税や学校債等により自前で賄ってきた。このため、学校教育への州の発言権は小さく、存在感も薄かったのである。しかし、この方法では、地域の経済格差が即、学区間の教育予算の格差・学習環境の格差となり、事実その差は年々顕著となり、問題化していた。1971年のカリフォルニア州の *Serrano v. Priest* 裁判の判決は、この格差を違憲とし、州にその是正と責任ある対応を求めた画期的なものとなる。これを転機に、合衆国各州は、法改正により州が学区の予算に占める一定の割合を負担し、学区の予算の平準化を図ることを余儀なくされた。州の政治家達は州予算に占めるこの膨らんだ教育費の存在に、いまや無関心ではいられなくなってきたのである。

カリフォルニア州では、1978年の Proposition 13 による a ballot initiative の結果、学区教育予算に占める資産税による歳入を制限することとなった。また、この変化は教育改革の性格自体も変えていく。これまでの教育専門家や行政主導型の改革は許認可基準(accreditation)を通じて、それを実行させるための hardware への投資を中心とした input 型の改革であった。しかし、有権者・納税者を意識するようになると、教育に支出される税金がどのように有効に使われているかを納税者に知らせ納得させるため、教育現場での成果の重視、すなわち output 型、それを実行するための評価法の開発、関係者の責任や賞罰にシフトした政策に代わっていくのである。

同時に 1980年代末から、既成の教育行政への counter-movement が芽生えてくる。政治家や実業家達が教育に関心を持ち、参画するようになってきたように、市民の間でも公教育への不満から消費者権利意識が高まり、自分たちの意見を学校に反映させ、学校教育を改革したいという願望が強くなる。この中から 1988年のシカゴ学校改革のような市民による学校管理 laymen control の形が生まれた。またこの動きは、産業界で成果を上げた現場主義 site-based management の理論と連動し、学校経営

の方法は site である学校現場により権限を持たせる方向へと進むのである。また、1990年代には、大都市での学区の構造改革も始った。法的規制の緩和、整理に伴って、独立性の強いユニークな公立学校である charter schools もこの年代に入って誕生し、年代の後半急速に発展してきたのである。

今や、合衆国の教育政策では、教育内容の柔軟性、選択肢の拡大を実現し、個々の学校がカリキュラム、学校運営、人事、予算等の日々の決定に関する真のコントロールを持たなくては、結果に対して accountable であることはできないとの認識に基づく site-based management の論理と、独自の特色を持った学校を互いに競争させることにより、学校や学区の改善努力を促す市場原理が融合し、進行している。その上、当然、与えられた柔軟性を持つ自主・自立の特権に対しては、関係者の accountability が求められ、accountability 法が現在まで、各州で続々と作られてきている。

このような 90年代の流れを踏まえて、the Education Commission of the States(ECS) により委託された the National Commission on Governing America's Schools は合衆国におけるこれからの学校管理 school governance のあり方について、二つの代替案を提言している。

一つは、既存のフレームワークを土台とするが、関係者のシステム内の役割を更に明確にすること。州や学区は、学区や学校にたいしてより明確な目標を提示し、これに必要な資金や手段を支援するタイプである。この場合、大抵の学校は依然として、学区に直接的にコントロールされるが、実行段階では、より多くの柔軟性を与えられ、独自に予算を作成し、それに応じた予算配分をうける。いわば学校の charter 化である。勿論そのかわりに、更に大きな accountability が引き換え条件となる。

第二のモデルは、学区はもはや直接的に学校を運営しない。学区は非営利、または営利の団体と契約を結んだり、共同で、または独自の法人として学校を運営するというものである。このような形態が進めば、公立学校はますます個人の自己願望のための公的支援機関の色彩が強くなり、このような意識が広がれば、公教育が持つデモクラシー社会を支える使命は色あせ、ひたすら haves と have-nots との間の教育格差を広げないかとの懸念を生んでいる。関係者の間にはこの形態に根強い抵抗感がある。

### 3. 90年代の民主党政権と共和党の教育政策

90年代の教育政策の振り子は、共和党と民主党政権の姿勢の間で揺り動いた。この年代のはじめに共和党は教育を州の専決事項として、連邦教育局を縮小、廃止し、州に紐付きでない交付金を配分して、各州の主体的な努力による一層の教育改革を促す政策方針にあった。しかしその後、教育局廃止論は鳴りを潜めた。続く民主党 Clinton 政権になると、連邦政府がプログラムの開発と教育への積極的予算の投入、補助金により教育政策をリードする連邦政府主導の school reforms の時代にかわっていく。一方 site-based management と教育消費者重視の傾向は更に強まり、school choice とそれに伴う新しい alternatives の実験の時代が到来した。

90年代の民主党と共和党の2大政党の教育政策については次のように整理される。

#### 民主党の方針(公教育多様化への policy)

1. 現教育体制を維持し、その中で alternatives を充実させる。Public school choice と charter, magnet schools 等への助成を拡大する。
2. 改善方法は標準カリキュラム、テストの整備・実施により学力水準を評価し、保証する。結果を重視し、関係者の accountability を徹底させる。
3. 連邦政府主導による教育政策の推進。教育目標を定め、その進捗状況を公開する。

(National Goal Panel, National Assessment of Educational Progress)

4. 政府の補助金の受領者にいっそうの accountability を求める。(ESEA の Title I プログラムの補助金を受け取る学校の accountability を求める。)

#### 共和党の方針(教育の自由化への policy)

1. 教育へも市場原理を導入する。公立・私立の枠を外し、universal school choice or voucher による学校選択を実現する。
2. 改善方法は市場原理に期待する。公立・私立の自由な競争により、各自が自助努力をする中で不振校は淘汰され、良質の学校が生き残る。
3. 教育問題は州の専決事項であり、州や学校区の主体性をより重視する。
4. 連邦政府の介入を減らし、教育への助成も連邦政府の政策と結びついた補助金の形から紐付きでない州や学校区への交付金とする。
5. 学校や学校区の民営化 privatization を認め、民間の活力を導入する。

## 4. 21世紀初頭の合衆国教育政策キーワード

前 Clinton 大統領は、20世紀末に Excellence for All Children Act of 1999 で、Title VIとして the Education Accountability Act を組み込み、この政策を推進していく方針を表明した。同時に Title Vでは、magnet schools, charter schools, public school choice の学校選択プログラムの継続、拡大をめざした。

そして、21世紀初頭の合衆国の教育政策は、共和党 Bush 大統領の下、Rod Paige 教育長官が舵取りをする。従来の経緯からすると、school governance は前述の ECS の二つ目の提案に傾斜し、その上に privatization (school voucher)が進むと考えられるが、当面は、前政権と共有する accountability を押し出した政策が進行している。この背景には、世紀の変わり目における voucher ballots の敗北、既存の voucher に否定的な司法判断、国民の支持の停滞等がある。しかし、政権に関係なく、学校運営へ市民がより発言権を持ち、積極的に関わっていく教育消費者運動は止まることがない。

以上の90年代の歴史的経過から、21世紀初頭の合衆国の教育政策は、次の三つのキーワードに代表され動き始めている。すなわち、accountability, school choice, lay involvement である。以下、これらキーワードに焦点をあて、その用例、定義及び日米両国におけるこれらの語彙解釈上の問題点・留意点を整理してみた。

### 4-1. Accountability (アカウントビリティ)

1998年2月現在で、すでに合衆国では全国で32の州と34の大都市の学校区が accountability laws に基づく accountability systems を実施している。(Education Week, Feb.11,1998) まず、この big word が合衆国の教育関係等のジャーナルで、どのように使われているか実例により考察してみた。

ECS のインターネット上のホームページ (The Consortium on Inclusive Schooling Practices の Publications and Resources: www.ecs.org, Sept.8,2000) では、次のように使用されている。

(例1)"Accountability" has become one of the most commonly used terms in the dialogue on educational reform. Broadly defined, the concept denotes the use of systematic methods to inform those inside and outside the educational system that schools are moving in desired directions. (Erickson, 1997)

この場合は、accountability とは行政や学校教育関

係者等が内外に向かって果すべきいわゆる「説明責任」を指すものである。

しかし、次の(例2)、(例3)では accountability の中身が単に学校や学区が持つ「説明責任」という狭義の意味に止まっておらず、教育の受け手である生徒自身の「結果責任」にも及ぶことを示している。

(例2) Accountability systems are not static. They are changing in at least two ways. First, the substance of accountability—the nature of what schools and districts are being held accountable for—is changing. Accountability systems are evolving toward a focus on student performance.

(例3) The heightened interest in accountability is partly in response to public perceptions that educators are not being held responsible enough for student academic performance and that students themselves are not taking enough responsibility for their efforts.

同様に次の例では、student accountability の用語が登場し、その記述の中で、直接に生徒自身の「結果責任」が定義され、具体的にその判断の尺度、手段が示されている。つまり、student accountability は州の accountability system の中に組み込まれている。

Student accountability focuses on measures that are designed to hold individual students accountable for their performance, including grading, promotion, and graduation requirements. The latter may be based on passing a state graduation examination, obtaining a particular grade point average(GPA), earning a particular number of Carnegie units, or some combination of the three. Grade promotion requirements may include obtaining a particular GPA or score on a state- or district-generated assessment. Student-level accountability components often are included in the larger state accountability system. (Roach et. al., 1997)

また、次の(例4)は、accountability は関係するすべての者が負うものであり、結果に対して各々の取るべき責任を明確にしている。

(例4) "The Push for Accountability Gathers Steam" by Lynn Olson

Momentum builds as states and districts rush to hold schools, teachers, principals, and students more accountable for their performance.

(Education Week, Feb.11, 1998: p.1, continued to

p.12)

そこで、学校関係者が負う accountability の中身を各々に整理してみた。

○ 生徒の負う accountability とは:

Student accountability は、自動的進級 (social promotion) 廃止, 原級留置 (retention), 特別補習 (summer bridge program) への強制参加, 及び州卒業テストの通過等を通じて求められている。

○ 学校の負う accountability とは:

School accountability は, rating systems(学校の格付け), 学校白書 (report card), 学区による接収, 学校再編成 (reconstitution), 認可資格の剥奪, 学区からの介入 (Intervention) 等を通じて求められる。

○ 教師の負う accountability とは:

Teacher accountability は, 給与・昇格, 報奨制度 (merit-pay program, career ladder system, 及び National Board for Professional Teaching Standards のような任意の certificate の優遇措置), 教職員の再編成・入替え (re-staffing), 終身在職権 (tenure) の廃止等と様々な賞罰を設けている。

○ 校長の負う accountability とは:

Principal accountability は, 雇用契約の終了, 実績主義の給与, 罷免等を通し行われる。次の記事でもその実態が伺える。

"In Age of Accountability, Principals Feel the Heat" By Bess Keller

In North Carolina, 15 principals of struggling schools were threatened with suspension last year. In Cincinnati, principals' pay is linked to school results. (Education Week, May 20, 1998 P.1)

○ 学区(教育委員会)すらも, accountability

(School district accountability)を免れない。州教委による接収とその管理下への移行, 学区の持つ資格・権限の剥奪, 州教委の介入, 教育委員の罷免等がある。また、次のようなケースもある。

The Massachusetts board of higher education wants state districts to foot the bill when their graduates take college remedial courses to review material they should have learned in high school.

State lawmakers will soon consider the board's proposal to hold districts accountable for the expense of providing remedial reading, writing and mathematics courses to students attending public colleges and universities.

(Education Week, Feb 18, 1998 p.18)

Accountability を「説明責任」とする我が国の訳語は、あくまでも役所、公的機関の accountability を意識した訳語である。確かに、狭義の意味としては、この訳語で通用する場合もあるが、実際のところ accountability は関係するすべての者におよぶ。内容も説明責任で止まらずに、結果に対する責任を負う行為を包括している。教育の場合も、教育の提供者のみならず、教育の受け手である生徒にも同様、accountability が及んでいる。一般的に我が国で使用されている「説明責任」という accountability の訳語は、この言葉が使用される実態には合わない場面も多い。少なくとも合衆国の教育用語としての解釈は、大抵の場合「自己責任」ないしは、「結果責任」であり、使い分けが必要と言える。

#### 4-2. School choice

我が国では、「就学校の指定」（学校教育法施行令第5条）で、学齢期子どもたちが通う公立小中学校は予め決められており、原則として通学区域外の学校への通学は禁止されてきた。しかし、近年になって、文部科学省は「通学区域制度の弾力的運用」（1997年1月：文部省初等中等教育局長通知）を打ち出し、これを受けて東京都品川区教委も平成12年度から新1年生の区内の学校選択を認める方針を打ち出したことは周知の通りである。

しかし、日本版の学校選択が必ずしも、合衆国の school choice の解釈と一致するわけでない。School choice の守備範囲が大きく違うのである。合衆国の school choice には様々なタイプがあり、また選択肢の多いのが特徴である。

日本の school choice は、合衆国でいう学校区管轄下の複数校の中から選択する intra-district choice をカバーするにすぎない。合衆国では、このタイプの school choice に関しては、この他に別の学校区にまたがったり、州全体を対象とした inter-district choice も存在する。また生徒が選択できる公立学校の選択肢には、magnet schools, charter schools があり、更に choice を広げるなら、ここに home-schooling も加えることが出来る。また制度としては dual enrollment, tax credit, tax deduction, voucher の支援システムが存在し、school choice はその総称である。ただし、これらのどの選択肢を、どの程度まで実施しているかは州により異なっている。

ここで、合衆国の school choice を構築するサブキーワードの読み方についても考察を加えてみた。

##### 4-2-1. School district の誤訳

School choice を考えるにあたって誤解を生じや

すいのが、school district の用語である。School district は合衆国では地方教育行政の単位である市町村教育委員会及びその事務局 Local Education Agency のことである。

##### ○和訳の問題点

政府の印刷物や新聞等では、多くが合衆国の school district を「学区」と訳している。日本でいう学区とは、学校を単位としてきめた区域、特に通学区(attendance zone: Zoning)の意味で使われている。辞書による「学区」の意味は、①明治5年の学制で採用された教育行政上の単位、全国を八大学区に分け、一大学区を32中学区に、一中学区を210の小学区に分けた。②就学ないし通学するための区域。(イ)二校以上の小学校または中学校を設置する市町村で教育委員会が設定する就学区ないし通学区。(ロ)都道府県教育委員会が設定した高等学校の通学区域を指している。（「国語大辞典」小学館より）

現在、一般の理解は、この辞書の説明の②(イ)ないしは、(ロ)であろう。

##### ○英訳の問題点

次の The Japan Times の中教審答申の報道記事は、逆に我が国から発信する際にも、「通学区」として school district が使われている例である。

To give students a broader choice of schools, the panel suggested that rules regarding school districts be relaxed.

(The Japan Times: Sept.22, 1998. p. 2)

NHK は school district を「学校区」とその通りに注釈して画面に流している。School district の訳は、上述の「通学区」との誤解を生まないためにも、その名の通り「学校区」とするのが適当と考える。

##### 4-2-2. Voucher (バウチャー)

Voucher は本来クーポン券の意味で使われ、一般には、次の1,2の意味で食事券や旅行券として定着している。

1. a kind of ticket that can be used instead of money for a particular purpose.

(例) a luncheon voucher (昼食券), a travel voucher, a gift voucher.

2. an official statement or receipt that is given to someone to prove that their accounts are correct or that money has been paid.

(Longman Dictionary of Contemporary English)

しかし教育用語の voucher は、school choice の究極の形態・手段である。合衆国では、この他に

voucher と同様の趣旨で実施されている方法に, tax credit, tax reduction がある. 今や voucher school choice は教育界にあつては, 実に hot な topic であり, proposition, voucher initiative, voucher ballot 等の語がマスコミに踊っている. すでに有志グループの発議により, いくつかの州で, 州民投票に持ち込まれ, その採用の賛否が問われてきた. これまでの voucher ballot にかけられた州民投票の結果は次の通りであるが, いずれも推進派が破れて, 実現に至っていない.

○1990 年オレゴン州で全国初の voucher initiative が ballot にかけられた.

○1992 年コロラド州で, 1993 年にカリフォルニア州で voucher initiative が ballot にかけられた.

○2000 年 11 月, 大統領選挙と同時にカリフォルニアとミシガン州で各々 Proposition 38, Proposition 1 が ballot にかけられた.

住民投票での敗北のため, 公的な制度としての実施例は少なく, 現在のところ voucher school choice は次の通りであるが, すべて部分的な実施である.

1990 年 Michigan 州の州議会が, the Milwaukee Parental Choice Program を承認, また, 1995 年 Ohio 州 Cleveland で, the Cleveland Scholarship and Tutoring Program が, 1998 年フロリダ州, 全州を対象とした A+ For Education Program の例がある.

授業料相当額の voucher が, これを引き受ける学校に通うすべての K-12 の生徒を対象に奨学金として与えられる. Voucher は grants of aid として, 親を通して生徒に与えられ, 選択し, 行使した学校に支払われる. 州による所得税の対象とはならない. Voucher 引き受け校では人種的な差別による入学制限は禁止されるが, 性別, 宗教, 学力等の基準による入学制限は妨げられない.

Voucher については, 「教育奨学金」との訳もあるが, voucher の趣旨 は個人の申請に基づき審査され, 支給・貸与される奨学金と異なり, すべての K-12 の生徒を対象にした行政上の行為である. 公的教育予算が, voucher という形で個人に留保され, 個人が学校選択に行使できる権利であり, その支給手段である. このため, 従来の奨学金の性格と区別するため, バウチャーのままの訳を使用するのが無難と考える. わかり易くするのなら「学校(教育)クーポン券」ということであろうか.

#### 4-2-3. Charter (チャーター)

Charter は本来「貸し切る」といった動詞や, 名

詞で「憲章」の意味で使用されてきている.

charter(v) to pay for the use of a plane, boat, train etc. cf. a chartered plane

(n) a statement of the principles, duties, and purposes of an organization  
cf. the UN charter

(Longman Dictionary of Contemporary English)

しかし, charter は, 合衆国の教育用語では主として charter schools を指している. 教職員組合の強力な支持を受けた民主党政権は, school choice はあくまでも公教育の枠の中におさめて, public school choice として現公教育体制を維持する必要があった. しかし, 教育消費者である親や地域住民, 特に都市部の minority を中心とする親の公教育への不満は高く, voucher を使って私立学校, 特にカトリック系学校への通学補助を求める声が広がる中で, 既存の公立学校の改善, ないしはその代替を強く迫られていた. また教育改革者や市民団体の中からは site-based management の理論に則り, 学区や州のコントロールを受けずに, 自分たちの手にまかされる自由な教育の出来る学校が待望されていた. このような環境が相まって charter schools を醸成した. しかし, charter schools は, voucher を阻止するための公教育維持派の妥協の産物であるとの見方もある. 公教育の中で異端としての minor な存在で終わるのか, それどころか公教育の切り札となるかの評価は今後の成果にかかっている.

Charter school については, 1994 年に改正された The Elementary School and Secondary Education Act の The Improving American's Schools Act の中では, 次のように定義づけられている.

- a. 公立学校の柔軟性のある管理運営を妨げる州及び学区の主な規制を免除される公立学校である.
- b. 学校設立資格者により公立学校として設立される. 既存の公立学校の代替であり, 公的監督と指揮下で運営される.
- c. 学校設立資格者により作成された教育目標を実現する学校である. その趣旨で許認可権限を持つ機関(sponsor) から設立許可を受ける必要がある.
- d. 初等または中等, ないしはこの両方の教育プログラムを提供する.
- e. 入学方針, 教職員の雇用慣行, その他運営面のすべてにおいて宗教が介在することなく, 宗教系学校や機関と結びつかないこと.
- f. 授業料は徴収しないこと.
- g. 国の公民権法に従うこと.
- h. 定員以上の応募者がある時の入学許可は抽選に

よること。

- i. 特に免除されないかぎり州の他の初等中等学校と同様に連邦政府や州の監査要求事項に従うこと。
- j. 対象となるすべての連邦、州及び学区の健康や安全に関する要求事項に従うこと。
- k. 州法と矛盾することなく運営されること。

歴史的には、1991年 Minnesota 州において、全国で最初の charter school 法が制定された。1992年には California で charter school law が法制化され、翌1993年1月1日に施行されている。

2000年秋の時点では、全国で36の州と DC 及び Puerto Rico が charter schools 設立に関する法を持っている。

Charter は、charter schools 以外にも、次のようにその行為実体を表す場合にも用いられる。

- ①フランチャイズや政府、為政者が人や法人等に与える特権、免許状としての意味

A Michigan university that has granted more charters for independent public schools than any other entity in the state has revoked 14 of the more than 40 such charters it has granted.

- cf. charter-granting authorities, company's charter application, the chartering authority.

- ② 学校が charter のスポンサー(許認可権者)と結ぶ契約 (contract)としての意味

The school generally operates under a "charter" or contract with the local school board or the state.

- ③ この他に、州法により既存の公立学校や私立学校を charter school status に転換することを認める州もあることから、この転換行為を指して、charterize の動詞も登場している。

我が国では、charter school は「チャータースクール」の訳がついている。これまで述べたような特徴・特権を持ち、一方で強い accountability を課せられた学校を一言で命名することは難しく、またそれに相当する学校も我が国にはない。現在の訳のまま「チャータースクール」を定着させることが妥当と考える。

#### 4-3. Lay involvement (市民参加) の一形態

教育における消費者運動ともいうべき学校経営への真の市民参加と権限委譲 empowerment は 90年代に実現したが、この形態は 21世紀にも引き継がれ、さらに発展していくものと思われる。我が国でも遅ればせながら 1998年9月に文部大臣に提出された

中教審の答申で各校に学校評議員の設置が提言され、2000年1月に公布され、4月に施行されたところである。

一般にこの学校評議員は school councilor と英訳されているが、制度の内容を見ると、評議会の位置付けを伴わない個人を評議員とする日本語自体に問題があるのではないかと考える。本来「評議員」とは合議制の機関での評議に参加するために選ばれた人、評議会の構成員のことである。(大辞林・三省堂・第12版) 英語の councilor 及び、council についても辞書が示すように選ばれ、権限を持った人である。

councilor : a member of council

council: a group of people that are chosen to make rules, laws or decisions or give advice. (Longman Dictionary of Contemporary English)

ここで、同じ評議員を用いている日米両国の例を比較してみた。

#### ○日本の学校評議員の定義と役割

国は中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(1998年平成10年9月)を踏まえ、平成12年(2000年1月21日)に「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、同年4月1日から施行された。これにより我が国で初めて地域住民の学校運営への参画の仕組みとして、学校評議員制度が導入されたのである。これは、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、保護者や地域住民等の意向を反映しながら、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果していくことができるようにするものであると文部科学省は説明している。

つまり、学校評議員は、学校運営に関する設置者及び校長の権限と責任を前提として、学校運営に関し学校外の保護者や地域住民等の多様な意見を幅広く求めるという観点から、①学校や地域の実情に応じて、設置者の定めるところにより、学校に置くことができる。②校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができる。③校長の推薦により、設置者が委嘱する個人である。

この学校評議員に関係する用語を中教審答申に関する The Japan Times(Sept.22,1998 p.2)の記事の中から拾ってみた。ここでは、評議会を既成の事実ととらえて使っている。

○Local educational councils should be set up to reflect the voice of the community.

○Advisory education councils should also consist of local residents to allow community opinions to be heard.

一方、合衆国ではシカゴ学校改革の中で、各学校に学校評議会が設置されている。この会の名称は Chicago Local School Councils である。これはイリノイ州の Public Act 85 - 1418 の The Chicago School Reform Act に基づいて執行されたものであり、1988年12月に法制化された。評議会の構成は、6名の親(保護者)/2名の地域代表(選挙により選ばれる)、2名の教職員代表及び校長の11名であり、高校では、ここに生徒代表が評議員として入っている。会自体は次の三つの主な権限を持つ。

- 校長人事に係わる権限(この Act により tenure を外された校長を評価し、校長との4年任期の雇用契約を作成し、更新、終了させる権限)
- 予算の再配分による学校裁量権のある資金の運用に関する権限
- 学校改善計画に係わる権限(当初の目的達成のための3年毎の計画を承認)

シカゴにおける Lay Involvement の歴史は、60年代に War on Poverty の政策の一環として ESEA の Title I の federal compensatory education funding を受け取る学校において、親が参加する parent advisory councils の設置を義務づけられたことから始まっている。1970年にシカゴ市教育委員会は、学校区内の各校に Local School Advisory Councils(LSAC)の設置を義務づけた。1985年には Illinois 州の改革法 P.A.84-126 は人口50万をこえる都市のすべての学校において構成メンバーの70%を親であることとする Local School Improvement Councils (LSIC)を設置し、laymen control を強化した。現在の Chicago Local School Councils はその延長線上にあり、その名称からは advisory の一字はすでに消えている。

シカゴの学校評議会の場合、会の持つ権限からして、council が適当であるが我が国の学校評議員には、同様の権限はなく、その役割からして school advisor の方が正確にその役目を表現する。また councilor とは council のメンバーであり、選出された複数名からなる評議会の構成員であるはずであるが、会の存在が明記されないまま個人に councilor が使用されることが妥当であるか疑問も残る。少なくとも、我が国の場合は、advisory の形容詞を加えることはぜひ必要であろう。

## 5. キーワードの読み方

合衆国は単に人種・民族の多様性及びそれに由来

する文化、生活習慣の多様性のみならず、人それぞれの思想、価値観の多様性をも国の力強いエネルギーにかえて、あらゆる分野で世界をリードしている。教育界も、同様に mainstream の制度に多様な幅の広い alternative が存在し、絶えず実験が繰り返されて research されている dynamic な分野である。現在、小中の公教育が画一的であると批判される我が国の学校制度が、その行き詰まりを打破しようとして、合衆国の教育改革の試みに範を仰ぐなら、十分その中身と歴史的社会的背景と多様性を考慮すべきである。ここで取り上げたようなキーワードも最近頻繁に我が国の教育政策論争の中で登場し、引用されるようになってきている。しかし、言葉が先行し、内容の思い込み、思惑で使われているのではないかとの印象を持つ場合もある。本文のわずか数例をとっても言葉には歴史や背景があり、使われ方、受け止められ方にも差がでている。情報のグローバル化は、瞬時にしてトピックを伝える。しかし、受け止める側は、時流に乗り遅れまいと性急であるために、その内容の十分な吟味のないまま、トピックとしてのキーワードのみが一人歩きする危険性を感じている。言葉を翻訳する場合、英訳であっても和訳であっても、読者のより正確な理解を心掛け、日本語、英語の直訳や体裁にとらわれず、できるだけ実態がわかる単語を用いることに努めるべきであろう。また用語について、研究者はその background を説明し、場合によってはその誤った usage に警告を発していく義務があると思う。

## 参考文献

1. *Lessons of a Century*. Education Week, 2000
2. Rees, Nina Shokraii. *School Choice 2000 Annual Report*. The Heritage Foundation, 2000
3. *COLLECTION OF CLEARINGHOUSE 1997-98*. Education Commission of The States 1999
4. *The 32<sup>nd</sup> Annual Phi Delta Kappa /Gallup Poll*. Phi Delta Kappa International, 2000.
5. *School Choice 2000: Choice leaves no child behind*. The Heritage Foundation, 2000
6. 中村護光：「日本の学校選択」, pp.107-116 長野高専紀要第34号, 2000